

豊中市立北丘小学校PTA規定

1 会計規定

第1章 総則

第1条 この会の会計事務は、他に特別の定めがあるものの他は、この規定によって処理する。

第2章 予算

第2条 予見し難い予算不足に充当するために、予備費を計上する。但し、予算費の計上額は歳出総額の1/10を超えてはならない。

第3章 収入事務

第3条 全ての収入は、その都度PTA会計簿に記載し預金する。

第4条 会費の収入は、会費徴収台帳によって整理する。

第4章 支出事務

第5条 全ての支出は、その都度PTA会計簿に記載する。

第6条 全ての支出は、予算の各項目に計上されている範囲を超えて行うことができない。但し、やむを得ない場合は、諸費を流用することができる。

第7条 予備費の流用を行う必要が生じた場合、会計は運営委員会の承認を得なければならない。

第8条 全ての支出は、支出決裁を経て決定する。また、支出の決裁は、会計、会長、教頭、校長の順序を経るものとする。

第9条 支出は、正当な領収書を徴して行う。正当な領収書が徴し難いものについては、予め会長の承認を受けるものとする。領収書は、支出票に添付し、一括つづりとして整理保存する。

第5章 決算

第10条 決算は、項目別にし、予算額、実績額、それぞれの過不足額を明らかにする。

第6章 雑則

第11条 PTA会計簿、諸票類の保存期限は5か年とする。

第12条 この規定は、運営委員会において、出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

付 則

1. この規定は、会則の付則2に基づいて制定し、昭和48年 5月 1日より施行する。
2. この規定は、会則の付則2に基づいて制定し、昭和60年 2月18日より施行する。
3. この規定は、平成元年 4月 1日より施行する。
4. この規定は、平成16年11月27日に改正、施行する。

2 慶弔規定

- 第1条 弔意の部
児童または会員死亡の時
金、10,000円(外税の上乗せ可)
- 第2条 災害の部
会員及び児童が不慮の災害を受けた時の見舞等は、その都度運営委員会で協議する。
- 第3条 本規定以外の事項については、運営委員会で決定する。
- 第4条 この規定は、運営委員会において、出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

付 則

1. この規定は、昭和60年 2月18日より適用する。
2. この規定は、平成 2年 1月10日に一部改訂、施行する。
3. この規定は、平成16年11月27日に改正、施行する。

3 個人情報取扱規則

(目的)

- 第1条 円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA運営委員・対外委員名簿、会員名簿、行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

- 第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

- 第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。会長が複数名いる場合は互選で定める。管理者は、第4条で定める者のうち必要最小限の者に個人情報データベースの取扱いを許可し、個人情報データベースの安全管理について必要かつ適切な監督を行う。

(取扱者)

- 第4条 運営委員及び対外委員並びに個人情報データベースを取扱う係及び当番(以下「取扱者」という。)は、その業務に必要最小限の個人情報データベースを取り扱うことができる。

(秘密保持義務)

- 第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

- 第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

- 第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

(利用)

- 第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。
- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
 - (2) その他の文書の送付
 - (3) 運営委員・対外委員・会計監査委員・会員・常任委員等の名簿の作成
 - (4) 運営委員・対外委員、並びに係・当番等の選出活動
 - (5) 広報誌、会報誌、PTAホームページへの掲載
 - (6) その他のPTA活動実施のため

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、運営委員及び対外委員並びに個人情報データベースを取扱う係及び当番に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付 則

1. この規定は、令和3年 2月 1日より施行する。